

水質汚濁防止法に基づく有害物質貯蔵指定施設の対象となる施設について (第1次答申案)

1 はじめに

これまで地下水汚染の未然防止対策については、平成元年の水質汚濁防止法（以下「水濁法」という。）の改正により、有害物質使用特定施設に係る汚水等を含む水の地下浸透規制や地下水質の常時監視等に関する規定を整備するなど、その推進が図られてきたところである。

しかし、近年においても、工場・事業場が原因と推定される有害物質による地下水汚染事例が毎年継続的に確認され、地下浸透規制等に関する規定が整備された平成元年度以降も、地下水汚染の原因となる行為や事象が継続していることが明らかとなっていた。

このため、平成22年8月に環境大臣から中央環境審議会会長に対して、「地下水汚染の効果的な未然防止対策の在り方について」を諮問し、同審議会水環境部会に設置された「地下水汚染未然防止小委員会」における審議を経て、平成23年2月15日付けで中央環境審議会会長から環境大臣へ答申がなされた。

答申では、事業場等における生産設備・貯蔵設備等の老朽化や、生産設備等の使用の際の作業ミス等による有害物質の漏えいが地下水汚染の原因の大半となっていること等を踏まえ、地下水汚染を未然に防止するためには、現行の水質汚濁防止法に基づく地下浸透規制に加え、有害物質を取り扱う施設・設備や作業において漏えいを防止するとともに、漏えいが生じたとしても地下への浸透を防止し地下水の汚染に至ることのないよう、施設設置場所等の構造に関する措置や点検・管理に関する措置が必要とされた。

この答申を踏まえ、地下水汚染の効果的な未然防止を図るため、「水質汚濁防止法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、国会での審議を経て、6月14日に成立、6月22日に公布されたところであり、今後、改正後の水濁法の施行に必要な事項についての検討が必要となっている。

このような状況を踏まえ、平成23年7月15日、環境大臣は中央環境審議会会長に対して、「水質汚濁防止法に基づく有害物質貯蔵指定施設となる対象施設並びに有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準の設定及び定期点検の方法について」諮問した。本答申は、諮問された内容のうち、有害物質貯蔵指定施設の対象となる施設について取りまとめたものである。

2. 水質汚濁防止法の一部を改正する法律の概要

水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 71 号）（以下「改正水濁法」という。）により改正された主要な内容は以下のとおりである。

（1）有害物質貯蔵指定施設等の設置者についての届出規定の創設

有害物質貯蔵指定施設等の設置者に対し、当該施設の構造、設備、使用の方法等についての届出を義務付けた。

（2）基準遵守義務の創設

有害物質使用特定施設（特定地下浸透水を浸透させるものを除く。以下同じ。）又は有害物質貯蔵指定施設の設置者は、有害物質による地下水の汚染の未然防止を図るため、構造等に関する基準を遵守しなければならないこととした。

（3）基準遵守義務違反時の改善命令等の創設

① 計画変更命令等

都道府県知事等は、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の届出があった場合、当該施設が基準に適合していないと認めるときは、構造等に関する計画の変更または廃止を命ずることができることとした。

② 改善命令

都道府県知事等は、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置者が、構造等に関する基準を遵守していないと認めるときは、構造等の改善、施設の使用の一時停止を命ずることができることとした。

なお、既存施設については、（2）と（3）の適用は、施行後 3 年間猶予することとした。

（4）定期点検義務の創設

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置者に対し、定期的にその施設の構造等を点検し、その結果を記録し、その記録の保存を義務付けることとした。

3. 有害物質貯蔵指定施設について

今般の改正水濁法において導入された新たな制度の対象施設については、地下水汚染の発生事例を踏まえ、水濁法に定める有害物質をその工場・事業場内で使用する施設等からの漏えい・地下浸透の事例が多いことに鑑み、水濁法に規定される有害物質使用特定施設を対象とすることとされた。また、併せて、有害物質の貯蔵施設からの漏えい・地下浸透の事例がみられることから、水濁法に規定された指定施設のうち有害物質を貯蔵する施設（有害物質貯蔵指定施設）を対象とすることとされたところで

ある。

指定施設とは、平成 22 年の水質汚濁防止法の改正において新たに導入された施設である。同改正では、水質事故の増加及び水質事故原因の多様化という状況から、水質事故への対応を図るべく、有害物質又は指定物質を含む水の流出等の事故が生じた場合に、指定施設を設置する事業者に対して応急措置の実施及び都道府県知事等への届出を義務付けることとされ、事故時の措置の範囲が拡大された。ここで、指定施設は、水濁法第 2 条第 4 項において、有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は有害物質及び次項に規定する油以外の物質であって公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの（指定物質）を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設として定義されている。なお、指定物質については、水濁法施行令において 52 項目が定められている。

今回の改正水濁法では、この指定施設のうち、特に有害物質を貯蔵するものが対象となり、第 5 条第 3 項において「指定施設（有害物質を貯蔵するものに限る。）であつて当該指定施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。」と定義されている。なお、水濁法でいう「施設」は、付帯する配管や周囲の床面等を含む概念である。

改正水濁法の施行に当たっては、この政令で定める施設について規定することが必要であり、上記を踏まえると「政令で定める施設」は、水濁法施行令第 2 条に定める物質（有害物質）を貯蔵する施設であつて、当該施設から当該物質を含む水が地下に浸透するおそれがある施設とすることが適当である。